

大阪府立国際会議場の管理運営業務協定書

1. 業務名称	大阪府立国際会議場管理運営業務
2. 履行場所	大阪市北区中之島五丁目3番51号 大阪府立国際会議場
3. 指定期間	平成31年(2019年)4月1日から平成41年(2029年)3月31日まで

大阪府(以下「甲」という。)は、株式会社大阪国際会議場(以下「乙」という。)と、地方自治法(以下「法」という。)第244条の2第3項及び大阪府立国際会議場条例(以下「条例」という。)第7条に規定する指定管理者として、大阪府立国際会議場(以下「会議場」という。)の施設の管理運営に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が策定した大阪府立国際会議場指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に定める事項が適用されること並びに指定管理者指定申請に際して乙が提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

(総則)

- 第1条 甲は、会議場の管理運営業務(以下「管理運営業務」という。)を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて管理運営業務を行うものとする。
2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、管理運営業務を実施しなければならない。
3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

(使用目的)

- 第2条 乙は、会議場を「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことをあらかじめ提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(管理運営業務の基本方針)

- 第3条 乙は、甲が募集要項において示した管理運営方針に基づき、円滑に管理運営業務を実施しなければならない。

(指定期間)

- 第4条 本協定は、指定期間の満了又は第28条に規定する指定の取消しにより終了する。乙は、本協定が終了したとき(指定期間が満了したとき又は第28条に規定する指定の取消しがあったときをいう。以下同じ。)に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、会議場を明け渡さなければならない。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基本的な業務の範囲)

- 第5条 会議場の管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 会議場の利用に関する業務
(2) 会議場の利用促進のための国際会議等の誘致・開催に関する業務
(3) 会議場の維持補修・修繕・保全に関する業務
(4) その他会議場の管理運営に係る業務
2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理運営業務仕様書」に定めるとおりとする。

(指定管理者の責務)

第6条 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(各年度の協定の締結)

第7条 甲乙は、指定管理者指定申請時に乙が提案した目標を達成するための管理運営業務の取組みについて、事前協議を行った上で、前年度の3月末日までに協定を締結する。ただし、平成31年度の管理運営業務に係る協定については、本協定の締結後速やかに締結するものとする。

(各年度の事業計画の提出)

第8条 乙は、前条に規定する協定の締結後、同協定の内容を踏まえ、次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要及び実施する時期
- (2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (3) 管理運営の体制
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

(管理運営業務の実施状況に係る四半期毎の確認)

第9条 乙は、前条第1項の事業計画書に基づき、毎年度四半期毎に、管理運営業務の実施状況について甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告がなされたときは、内容を確認し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書等の提出)

第10条 乙は、毎年度終了後、次年度の4月末までに次に掲げる内容を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況（国際会議の誘致・開催、施設・設備等の維持補修・修繕）
- (2) 会議場の利用状況
- (3) 管理運営業務に係る経費等の収支状況
- (4) 自主事業に係る経費等の収支状況
- (5) 利用者ニーズへの対応状況
- (6) 人権研修の実施状況
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の事業報告書のほか、毎年度終了後、次年度の6月末までに次に掲げる書類又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書

3 甲は、前2項の報告書等を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項に基づき提出された書類の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地に調査することができる。

(利用料金の収入等)

第11条 会議場は、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、条例第11条第1項に規定する利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

2 前項の利用料金の額は、条例別表に掲げる金額の範囲内で、乙があらかじめ甲の承認を受けて定めた額とする。

(納付金の納付)

- 第12条 乙は、甲に対し、指定期間中の管理運営業務に係る納付金として毎年度7億5千万円を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 2 乙は、前項の納付金を第4条第2項の事業年度終了後1ヶ月以内に、一括で納付するものとする。
- 3 指定の取消し等により乙が年度途中で管理運営業務を終了することとなった場合の納付金の納付については、甲乙の協議により定めることとする。

(物品の貸与等)

- 第13条 甲は、管理運営業務を遂行できるよう、甲が所有する、別記1「管理運営業務仕様書」に示す物品を会議場において無償で乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。
- 3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲乙協議の上、必要に応じて補充するものとする。なお、貸与物品を廃棄しようとするときは、乙は文書により事前に甲の承諾を得ることとし、廃棄に係る費用は乙の負担とする。
- 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。
- 7 本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

(リスク負担)

- 第14条 管理運営業務に伴うリスク負担については、別記2のとおりとする。ただし、別記2に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。
- 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。

(施設・設備の維持管理等)

- 第15条 乙は、前条第1項のリスク分担表に基づき実施する施設・設備の維持補修、修繕、備品購入の内容について、前年度末までに甲と協議を行った上で、保守点検を除き毎年度1億円以上(消費税込み)の予算計上及び執行を行うものとする。
- 2 乙は、前項の執行が1億円を下回った場合は、その差額を当該年度末までに甲に報告し、甲の発行する当該差額に係る納入通知書により、事業年度終了後1ヶ月以内に一括で納付するものとする。

(施設・設備の機能向上の取組み)

- 第16条 乙は、前条第1項に係る取組み以外に、利用者の利便性の向上や施設・設備の機能を高めるための投資を行うものとする。
- 2 乙は、前項の取組みを行うにあたっては、その内容について前年度末までに甲と協議を行った上で、指定管理者指定申請時に提案した金額(指定期間中で合計10億円(毎年度平均1億円))の予算計上及び執行を行うものとする。

(E S C O事業への協力等)

第17条 乙は、会議場において甲が実施する「大阪府E S C Oアクションプラン」におけるE S C O事業に対する協力をを行うとともに、省エネ設備の導入効果による光熱水費の削減効果相当額を、甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

2 前項の取扱いについては、別途締結する覚書により定めるものとする。

(寄附)

第18条 第15条第1項及び第16条に係る取組みについて、乙が会議場の施設に付属して新たに設置した設備、もしくは乙が取り替えた設備又は備品について、乙は、毎年度末までに、甲に対し寄附を行うこととし、甲は当該設備、備品を採納するものとする。

2 乙は、前項の寄附を行った設備又は備品について、甲に対し、買取や返還等の請求権を行使することはできない。

(自主事業の実施)

第19条 乙は、条例第1条に規定する会議場の設置目的を損なわない範囲で、甲と事前協議の上、会議場の魅力や機能を向上させるため、自主事業を実施することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、管理運営業務と自主事業に係る経費を明確に区分しておかなければならぬ。また、会議場の管理運営による利用料金収入を自主事業の会計へ繰り入れることはできない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。

2 乙が第5条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

3 乙が管理運営業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記3「特記仕様書」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

2 乙は、自己の役員及び従業員のほか、乙が管理運営業務の一部を再委託する事業者の役員及び従業員に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ、若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却又は廃棄するものとする。

(文書管理)

第22条 乙は、管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。

3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定する者に対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

第23条 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第24条 乙は、管理運営業務に関し、甲が指定する書類を会議場に備えておき、一般の閲覧に供す

るものとする。

- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第25条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

- 2 乙は、前項の人権研修について、終了後、甲に対し、第10条に基づく事業報告書によりその実施状況を報告しなければならない。

(審査請求の取り扱い)

第26条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第27条 乙は、会議場の設置目的を損なわない範囲で自主的に会議場の施設・設備の一部を変更、改修又は整備できるものとし、実施にあたっては、事前に甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。

3 施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、乙は甲に対し、施設・設備の変更による箇所を無償譲渡するものとする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第28条 甲は、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

(損害の賠償)

第29条 甲は、乙による管理運営業務の実施に関して、甲の責に帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えた場合は、甲は当該損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

- 4 乙は、管理運営業務の内容及び施設の特性を踏まえ、必要な保険に加入する等、第2項のリスクに備えるよう努めるものとする。

(不可抗力)

第30条 天災その他の不可抗力等、甲乙双方の責に帰すことのできない事由により、管理運営業務に係る損害等が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、甲乙協議により、管理運営業務の継続の可否や費用負担等を決定するものとし、管理運営業務の継続が不可能であると甲が認めた場合、条例第10条第1項第3号の規定により、甲は乙の指定を取り消すことができる。

- 2 前項の協議の結果、不可抗力の発生により管理運営業務の全部又は一部の実施ができなくなつたと甲が認める場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において管理運営業務の実施に係る義務を免れるものとする。

(第三者への委託の禁止等)

第31条 乙は、原則として、管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第

三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

- 3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の住所・氏名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - (1) 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）
 - (2) 入札参加除外の措置を受けている者
 - (3) 役員等、経常に事実上参加している者が暴力團員であると認められる者
 - (4) 役員等、経常に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力團または暴力團員を利用するなどしたと認められる者
 - (5) 役員等、経常に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力團又は暴力團員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
 - (6) 乙の役員等、経常に事実上参画している者が暴力團又は暴力團員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力團排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力團員又は同条第4号に規定する暴力團密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから微収し、甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、乙が第4項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

（指定の辞退等）

- 第32条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

（施設等の利用）

- 第33条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

- 第34条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者に変更等があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（諸規則及び体制の整備等）

- 第35条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制表等を甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、管理運営業務を遂行するにあたり、利用者及び施設等の被災により影響を受ける近隣住民等の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、甲、警察及び消防等関係機関と連携を取りながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しておくものとする。

（業務の引継ぎ方法）

- 第36条 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定する者が会議場の管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
 - 3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。
 - 4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第37条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本件を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成31年4月1日

(甲) 大阪府

代表者 大阪府知事職務代理者

大阪府副知事 竹内 廣行



(乙) 大阪市北区中之島五丁目3番51号

株式会社 大阪国際会議場

代表取締役 福島 伸一

